

【表紙】

【発行登録追補書類番号】

6-外1-1

【提出書類】

発行登録追補書類

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

2024年10月3日

【会社名】

フランス相互信用連合銀行（BF CM）
(Banque Fédérative du Crédit Mutuel)

【代表者の役職氏名】

最高経営責任者
(Chief Executive Officer)
エリック・シャルペンティエール
(Éric Charpentier)

【本店の所在の場所】

フランス、ストラスブール67000、リュ・フレデリック
ーギヨーム・ライフアイゼン4
(4 rue Frédéric-Guillaume Raiffeisen - 67000
Strasbourg, France)

【代理人の氏名又は名称】

弁護士 犬 島 伸 能

【代理人の住所又は所在地】

東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー
長島・大野・常松法律事務所

【電話番号】

03-6889-7178

【事務連絡者氏名】

弁護士 今 野 恵一郎

【連絡場所】

東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー
長島・大野・常松法律事務所

【電話番号】

03-6889-7367

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】

社債

【今回の募集金額】

フランス相互信用連合銀行（B F C M）第44回円貨社債（2024）	821億円
フランス相互信用連合銀行（B F C M）第45回円貨社債（2024）	420億円
フランス相互信用連合銀行（B F C M）第46回円貨社債（2024）	133億円

【発行登録書の内容】

提出日	2024年7月25日
効力発生日	2024年8月2日
有効期限	2026年8月1日
発行登録番号	6-外1
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 5,000億円

【これまでの募集実績】

（発行予定額を記載した場合）

番号	提出年月日	募集金額	減額による訂正年月日	減額金額
該当なし			該当なし	
実績合計額		0円	減額総額	0円

【残額】（発行予定額－実績合計額－減額総額） 5,000億円

（発行残高の上限を記載した場合） 該当なし

【残高】（発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額） 該当なし

【安定操作に関する事項】 該当なし

【縦覧に供する場所】 該当なし

（注） 本書に別段の記載のある場合を除き、本書における「ユーロ」及び「EUR」とは、フランスを含む特定の欧州連合加盟国の法定通貨を意味する。

定義

「当行」、「発行会社」又は「BFCM」とは、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラル（Crédit Mutuel Alliance Fédérale）内の持株会社であるフランス相互信用連合銀行（B F C M）（Banque Fédérative du Crédit Mutuel）のことである。

「BFCMグループ」とは、BFCM及びその子会社を意味する。2024年6月30日現在、BFCMはクレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラル内の持株会社である。

「クレディ・ミュチュエル・グループ」とは、ネットワークの統括機関であるコンフェデラシオン・ナショナル・デュ・クレディ・ミュチュエル（Confédération Nationale du Crédit Mutuel）（CNCM）の下に参集しているクレディ・ミュチュエル・アグリコル・エ・ルーラル（Crédit Mutuel Agricole et Rural）の連合体及び18の地域連合体からなる4つの地域グループである。「クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラル」はその中でも最も重要なグループである。

「クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラル」（旧「クレディ・ミュチュエル・CM11グループ」）とは、BFCMの連結範囲並びにクレディ・ミュチュエルの地元共同銀行、クレディ・ミュチュエルの14の連合体及びケス・フェデラル・ド・クレディ・ミュチュエル（Caisse Fédérale de Crédit Mutuel）で構成される相互銀行部門のことを意味する。クレディ・ミュチュエルの14の連合体とは、クレディ・ミュチュエル・サントル・エスト・ユーロップ（Crédit Mutuel Centre Est Europe）、クレディ・ミュチュエル・シュデスト（Crédit Mutuel Sud-Est）、クレディ・ミュチュエル・イルードーフランス（Crédit Mutuel Île-de-France）、クレディ・ミュチュエル・サヴォワールモン・ブラン（Crédit Mutuel Savoie-Mont Blanc）、クレディ・ミュチュエル・ミディーアトランティック（Crédit Mutuel Midi-Atlantique）、クレディ・ミュチュエル・ロワールアトランティック・エ・サントル・ウエスト（Crédit Mutuel Loire-Atlantique et Centre Ouest）、クレディ・ミュチュエル・デュ・サントル（Crédit Mutuel du Centre）、クレディ・ミュチュエル・ノルマンディ（Crédit Mutuel Normandie）、クレディ・ミュチュエル・ドフィネーヴィヴァレ（Crédit Mutuel Dauphiné-Vivarais）、クレディ・ミュチュエル・メディテラネ（Crédit Mutuel Méditerranéen）、クレディ・ミュチュエル・アンジュー（Crédit Mutuel Anjou）、クレディ・ミュチュエル・マッシフ・セントラル（Crédit Mutuel Massif Central）、クレディ・ミュチュエル・アンティーユ・ギューヤンヌ（Crédit Mutuel Antilles-Guyane）及びクレディ・ミュチュエル・ノール・ユーロップ（Crédit Mutuel Nord Europe）をいう。

「CFCM」とは、フランス、ストラスブールのケス・フェデラル・ド・クレディ・ミュチュエルを意味し、BFCMの91.54%を所有する。

「CIC」とは、BFCMの子会社である、クレディ・アンデュストリエル・エ・コメルシアル（Crédit Industriel et Commercial）を意味する。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

注： 本「第1 募集要項」には、フランス相互信用連合銀行（BFCM）（以下「発行会社」という。）が発行するフランス相互信用連合銀行（BFCM）第44回円貨社債（2024）（以下「第44回円貨社債」という。）、フランス相互信用連合銀行（BFCM）第45回円貨社債（2024）（以下「第45回円貨社債」という。）およびフランス相互信用連合銀行（BFCM）第46回円貨社債（2024）（以下「第46回円貨社債」という。）についての記載がなされている。一定の記載事項について、それぞれの種類の社債ごとに異なる取扱いがなされる場合、または別々に記載した方が分かりやすいと思われる場合には、それぞれの種類の社債ごとに記載内容を分けて記載している。その場合、＜第44回円貨社債＞、＜第45回円貨社債＞および＜第46回円貨社債＞の見出しの下に記載された「本社債」、「社債の要項」、「本社債権者」および「財務代理人」という用語は、それぞれの種類の社債に係る用語を指し、いずれかの種類の社債に関する記述において他の箇所の記載内容に言及する場合は当該種類の社債に関する関係見出しの下に記載される内容を指す。それぞれの種類の社債の記載内容に差異がない場合または一定事項を除き差異がない場合は、それぞれの種類の社債に関する記載内容は共通のものとしてまとめ、かつ例外事項があればこれを示して記載している。まとめて記載した場合、これらの社債、それぞれの社債の社債権者およびそれぞれの社債の要項は単に、それぞれ「本社債」、「本社債権者」および「社債の要項」と総称する。ただし、かかる表示は、それぞれの社債が同一種類の社債を構成することを意味するものではないことに留意されたい。社債権者は、かかる社債権者が保有するそれぞれの社債に従った当該社債に基づく権利を有する。

1【社債（短期社債を除く。）の募集】

<第44回円貨社債>

銘 柄	フランス相互信用連合銀行（BFCM）第44回円貨社債（2024）（注）		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は 振替社債の総額	821億円
各社債の金額	1 億円	発行価額の総額	821億円
発行価格	各社債の金額100円につき100円	利率（％）	年0.933％
利払日	毎年4月15日および 10月15日	償還期限	2027年10月15日
募集の方法	一般募集	申込証拠金	な し
申込期間	2024年10月3日	払込期日	2024年10月15日
申込取扱場所	別項記載の各引受人の日本国内における本店および各支店		

（注） 本社債には日本国の社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含む。）（以下「振替法」という。）が適用され、本社債の譲渡および本社債に関連するその他の事項については、振替法および振替機関（下記「振替機関」に定義する。）が随時定める社債等の振替に関する業務規程その他の規則等（以下「振替機関業務規程等」と総称する。）に従って取り扱われる。

<第45回円貨社債>

銘 柄	フランス相互信用連合銀行（BFCM）第45回円貨社債（2024）（注）		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は 振替社債の総額	420億円
各社債の金額	1 億円	発行価額の総額	420億円
発行価格	各社債の金額100円につき100円	利率（％）	年1.119％
利払日	毎年4月15日および 10月15日	償還期限	2029年10月15日
募集の方法	一般募集	申込証拠金	な し
申込期間	2024年10月3日	払込期日	2024年10月15日
申込取扱場所	別項記載の各引受人の日本国内における本店および各支店		

（注） 本社債には日本国の社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含む。）（以下「振替法」という。）が適用され、本社債の譲渡および本社債に関連するその他の事項については、振替法およ

び振替機関（下記「振替機関」に定義する。）が随時定める社債等の振替に関する業務規程その他の規則等（以下「振替機関業務規程等」と総称する。）に従って取り扱われる。

<第46回円貨社債>

銘 柄	フランス相互信用連合銀行（BFCM）第46回円貨社債（2024）（注）		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は 振替社債の総額	133億円
各社債の金額	1 億円	発行価額の総額	133億円
発行価格	各社債の金額100円につき100円	利率（％）	年1.563％
利払日	毎年4月15日および 10月15日（ただし、最終の利払 日は2034年10月13日）	償還期限	2034年10月13日
募集の方法	一般募集	申込証拠金	な し
申込期間	2024年10月 3 日	払込期日	2024年10月15日
申込取扱場所	別項記載の各引受人の日本国内における本店および各支店		

（注） 本社債には日本国の社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含む。）（以下「振替法」という。）が適用され、本社債の譲渡および本社債に関連するその他の事項については、振替法および振替機関（下記「振替機関」に定義する。）が随時定める社債等の振替に関する業務規程その他の規則等（以下「振替機関業務規程等」と総称する。）に従って取り扱われる。

振替機関

名 称	住 所
株式会社証券保管振替機構 (以下「振替機関」という。)(注)	東京都中央区日本橋兜町7番1号

(注) 振替機関には、主務大臣が振替法に従って指定する後継の振替機関を含むものとみなす。

公告の方法

本社債に関する一切の公告は、日本国の官報（もし可能であれば）ならびに東京都および大阪市において発行される時事に関する事項を掲載する日本語の日刊新聞紙上に各1回これを行う。当該公告は、かかる刊行物の刊行日に行われたものとみなされ、もし異なる日に刊行される場合、最初の刊行日に行われたものとみなされる。本社債権者の各々に対する直接の通知はこれを要しない。発行会社が行うべき当該公告は、発行会社の請求があった場合、発行会社の費用負担により、発行会社に代わって財務代理人（下記「財務代理人とその職務」に定義する。）がこれを行う。

引 受 人

元引受契約を締結した金融商品取引業者 (以下「共同主幹事会社」と総称する。)	
会 社 名	住 所
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号
SMBC日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

共同主幹事会社は、連帯して本社債の発行総額を引受ける。したがって、個々の共同主幹事会社の引受金額はない。

本社債の発行総額は、本社債に関し発行会社と共同主幹事会社との間で2024年10月3日に締結された元引受契約の条件に従い、共同主幹事会社により連帯して買取引受けされ、一般に募集される。

共同主幹事会社に対して支払われる幹事、引受けおよび販売に係る手数料の合計は、本社債の総額について以下の比率に相当する金額である。

＜第44回円貨社債＞	0.20%
＜第45回円貨社債＞	0.25%
＜第46回円貨社債＞	0.35%

財務代理人とその職務

本社債について社債の管理会社は設置されない。

財務代理人・発行代理人兼支払代理人の名称	住 所
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号

本社債に関する発行会社の財務代理人・発行代理人兼支払代理人（以下「財務代理人」という。文脈上別意に解すべき場合を除き、「財務代理人」の用語はこれらすべての資格で行為する代理人を意味する。）は、株式会社みずほ銀行とする。財務代理人は、社債の要項、発行会社と財務代理人との間の2024年10月3日付の財務および発行・支払代理契約証書（以下「財務代理契約」という。）ならびに振替機関業務規程等に定める義務を履行し職務を行う。財務代理人は、発行会社のためにのみその職務を行い、本社債権者に対していかなる義務も負わず、また、本社債権者との間で代理または信託関係を有しない。社債の要項が添付された財務代理契約の写しは、本社債の償還期日から1年を経過するまで、財務代

理人の本店に備置され、通常の営業時間内において、本社債権者の閲覧または謄写に供される。かかる謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とする。

発行会社は、随時、財務代理人を変更することができる。ただし、財務代理人は、後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人が有効に選任されるまで（ただし、かかる後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人が振替機関業務規程等に従って発行代理人および支払代理人として行為する資格を有していることを条件とする。）、在職する。発行会社が財務代理人を変更する場合、発行会社は事前にその旨を本社債権者に対して公告する。

後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人は、かかる選任が有効とされる日をもって、あたかも社債の要項および財務代理契約において財務代理人として記載されていたのと同様に、前任の財務代理人の地位を承継し、前任の財務代理人と代替し、社債の要項、財務代理契約および振替機関業務規程等に定める財務代理人の義務を履行し職務を行う。

振替機関が発行会社に対して財務代理人の発行代理人または支払代理人としての指定を取消す旨の通知をなした場合、発行会社は、遅滞なく後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人を選任し（ただし、かかる後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人が振替機関業務規程等に従って発行代理人および支払代理人として行為する資格を有していることを条件とする。）、その旨を本社債権者に対して公告する。

利息支払の方法

<第44回円貨社債>

本社債の利息は2024年10月16日（その日を含む。）から2027年10月15日（その日を含む。）までこれを付し（ただし、本「利息支払の方法」第四段落の規定に従う。）、2025年4月15日から毎年4月15日および10月15日の2回、各々その日（その日を含む。）までの6か月分を日本円で後払いする。本「利息支払の方法」において定められる各利払いの日を、以下「利払日」という。

6か月以外の期間についての利息は、かかる期間中の実日数について、1年365日の日割計算により支払われる。

各本社債権者に対して支払われる利息の総額は、振替機関業務規程等に従って計算される。

本社債の利息は、償還期日（その日を含まない。）後はこれを付さない。ただし、発行会社が償還期日に社債の要項に従った本社債の償還を怠ったときは、発行会社はその時点で未償還の本社債の元金額について償還期日（その日を含まない。）からかかる本社債の償還が実際に行われた日（その日を含む。）までの期間中の実日数につき、1年365日の日割計算により、上記に定める利率による経過利息を支払う。ただし、その期間は、（振替機関業務規程等における支払代理人の資格において行為する）財務代理人が、その受領した本社債全額の償還のために必要な資金を、本社債の振替を行うための口座を振替機関に開設している関連する機構加入者（以下「機構加入者」という。）に配分した日を超えない。ただし、かかる支払期限経過後の配分が振替機関業務規程等により可能でない場合、当該期間は財務代理人が下記「摘要－4 支払い－(ハ)」に従って最後の公告を行った日から14日を超えない。

<第45回円貨社債>

本社債の利息は2024年10月16日（その日を含む。）から2029年10月15日（その日を含む。）までこれを付し（ただし、本「利息支払の方法」第四段落の規定に従う。）、2025年4月15日から毎年4月15日および10月15日の2回、各々その日（その日を含む。）までの6か月分を日本円で後払いする。本「利息支払の方法」において定められる各利払いの日を、以下「利払日」という。

6か月以外の期間についての利息は、かかる期間中の実日数について、1年365日の日割計算により支払われる。

各本社債権者に対して支払われる利息の総額は、振替機関業務規程等に従って計算される。

本社債の利息は、償還期日（その日を含まない。）後はこれを付さない。ただし、発行会社が償還期日に社債の要項に従った本社債の償還を怠ったときは、発行会社はその時点で未償還の本社債の元金額について償還期日（その日を含まない。）からかかる本社債の償還が実際に行われた日（その日を含む。）までの期間中の実日数につき、1年365日の日割計算により、上記に定める利率による経過利息を支払う。ただし、その期間は、（振替機関業務規程等における支払代理

人の資格において行為する)財務代理人が、その受領した本社債全額の償還のために必要な資金を、本社債の振替を行うための口座を振替機関に開設している関連する機構加入者(以下「機構加入者」という。)に配分した日を超えない。ただし、かかる支払期限経過後の配分が振替機関業務規程等により可能でない場合、当該期間は財務代理人が下記「摘要－4 支払い－(ハ)」に従って最後の公告を行った日から14日を超えない。

<第46回円貨社債>

本社債の利息は2024年10月16日(その日を含む。)から2034年10月13日(その日を含む。)までこれを付し(ただし、本「利息支払の方法」第四段落の規定に従う。)、2025年4月15日から毎年4月15日および10月15日の2回、各々その日(その日を含む。)までの6か月分を日本円で後払いする。ただし、最終の利息は、2034年4月16日(その日を含む。)から2034年10月13日(その日を含む。)までの期間について2034年10月13日に支払う。本「利息支払の方法」において定められる各利払いの日を、以下「利払日」という。

6か月以外の期間についての利息は、かかる期間中の実日数について、1年365日の日割計算により支払われる。

各本社債権者に対して支払われる利息の総額は、振替機関業務規程等に従って計算される。

本社債の利息は、償還期日(その日を含まない。)後はこれを付さない。ただし、発行会社が償還期日に社債の要項に従った本社債の償還を怠ったときは、発行会社はその時点で未償還の本社債の元金額について償還期日(その日を含まない。)からかかる本社債の償還が実際に行われた日(その日を含む。)までの期間中の実日数につき、1年365日の日割計算により、上記に定める利率による経過利息を支払う。ただし、その期間は、(振替機関業務規程等における支払代理人の資格において行為する)財務代理人が、その受領した本社債全額の償還のために必要な資金を、本社債の振替を行うための口座を振替機関に開設している関連する機構加入者(以下「機構加入者」という。)に配分した日を超えない。ただし、かかる支払期限経過後の配分が振替機関業務規程等により可能でない場合、当該期間は財務代理人が下記「摘要－4 支払い－(ハ)」に従って最後の公告を行った日から14日を超えない。

償還の方法

(1) 満期償還

<第44回円貨社債>

本社債は、下記「償還の方法－(2)」、「償還の方法－(3)」または「償還の方法－(4)」に従って、それまでに償還されまたは買入消却されていない限り、2027年10月15日に本社債の金額の100%で償還される。

社債の要項に別段の定めがある場合を除き、発行会社は、本社債の元金の全部または一部を期限前に償還または返済することができない。

<第45回円貨社債>

本社債は、下記「償還の方法－(2)」、「償還の方法－(3)」または「償還の方法－(4)」に従って、それまでに償還されまたは買入消却されていない限り、2029年10月15日に本社債の金額の100%で償還される。

社債の要項に別段の定めがある場合を除き、発行会社は、本社債の元金の全部または一部を期限前に償還または返済することができない。

<第46回円貨社債>

本社債は、下記「償還の方法－(2)」、「償還の方法－(3)」または「償還の方法－(4)」に従って、それまでに償還されまたは買入消却されていない限り、2034年10月13日に本社債の金額の100%で償還される。

社債の要項に別段の定めがある場合を除き、発行会社は、本社債の元金の全部または一部を期限前に償還または返済することができない。

(2) 税務上の理由による償還

本社債の発行日後に有効となった、フランスの法令の変更または当該法令の公的適用もしくは公的解釈の変更を理由として、発行会社が次の利払日に追加額（下記「摘要－5 税制上の理由による追加の支払い－(ロ)」に定義する。）を支払うことなく利息の支払いができない場合であって、かつ発行会社が利用可能な合理的手段によって当該追加額の支払義務を回避できない場合、発行会社は、その選択によりいつでも、（関連規制（下記「摘要－1 ベイルインおよび損失吸収権限の承認－(1)」に定義する。）により償還時に要求される場合は）かかる償還に関して関連規制当局（下記「摘要－1 ベイルインおよび損失吸収権限の承認－(1)」に定義する。）および/または関連破綻処理当局（下記「摘要－1 ベイルインおよび損失吸収権限の承認－(1)」に定義する。）の事前の許可を条件に、本社債の全部（一部は不可）を本社債の金額の100%で償還期日（その日を含む。）までの経過利息を付して償還することができる。ただし、償還期日は、フランスにおける税金の源泉徴収または控除を行うことなく発行会社が利息の支払いができる実務上可能な限り最も遅い日より前にはしないものとする。

発行会社が下記「摘要－5 税制上の理由による追加の支払い－(ロ)」に基づき、本社債について支払うべき利息の次の支払い時にかかる追加額の支払義務を負うこととなり、発行会社が利用可能な合理的手段によって当該追加額の支払義務を回避できないにもかかわらず、フランスの法令によって発行会社が当該追加額の全部の支払いを禁じられることとなる場合（以下「税金グロスアップ事由」という。）、発行会社は、本社債について支払義務を負う金額の全部の支払いができる実務上可能な限り最も遅い利払日に、または、かかる日が経過している場合（発行会社が最善の努力を尽くしたにもかかわらず、上記の利払日の少なくとも30日前までに、本段落の二段落後に定めるように証明書および意見書を財務代理人に交付することができない場合を含む。）は実務上可能な限り速やかに（ただし、かかるフランスの法令の制限に従って）、その単独の選択により（ただし義務ではない。）、（関連規制により償還時に要求される場合は）かかる償還に関して関連規制当局および/または関連破綻処理当局の事前の許可を条件に、その時点で未償還の本社債の全部（一部は不可）を本社債の金額の100%で償還期日（その日を含む。）までの経過利息を付して償還する。

本「償還の方法－(2)」に基づく償還がなされる場合、発行会社は財務代理人に対して、発行会社の適式に授けられた役員1名が署名し、(i)発行会社が下記「摘要－5 税制上の理由による追加の支払い－(ロ)」に基づき追加額の支払義務を負っているかまたは負うこととなる旨、(ii)発行会社が本「償還の方法－(2)」に基づき本社債の償還を選択する旨、(iii)かかる償還期日、(iv)関連する事実の詳細とともに本「償還の方法－(2)」に基づき発行会社が償還を行う権利の前提条件が成就した旨および(v)発行会社が利用可能な合理的手段によって当該追加額の支払義務を回避できない旨を記載した証明書を、上記(i)、(iv)および(v)に記載の事項を確認する定評ある独立の法律顧問の意見書とともに交付する。

かかる証明書および意見書は、償還予定期日の少なくとも30日前までに財務代理人に交付され、財務代理人は発行会社のために償還予定期日の少なくとも14日前までに本社債権者に関連事項を公告する。かかる償還予定期日は営業日（下記「摘要－4 支払い－(ロ)」に定義する。）とし、かかる財務代理人に対する交付および本社債権者に対する公告は取消すことができない。

本「償還の方法－(2)」に基づき発行会社より財務代理人に対して交付されたかかる証明書および意見書は、(i)財務代理人が受領後速やかに、また償還期日後1年が経過するまで財務代理人の本店に備置され、(ii)通常の営業時間内において、本社債権者の閲覧または謄写に供される。

本「償還の方法－(2)」の謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とし、その他の本「償還の方法－(2)」の手續に要する一切の費用は、発行会社の負担とする。

(3) MRELまたはTLAC不適格事由が発生した場合の償還

本社債に関してMRELまたはTLAC不適格事由（以下に定義する。）が発生した場合、発行会社はその選択によりいつでも、ただし（関連規制により償還時に要求される場合は）かかる償還に関して関連規制当局および/または関連破

綻処理当局の事前の許可を条件に、本社債の全部（一部は不可）を本社債の金額の100%で償還期日（その日を含む。）までの経過利息を付して償還することができる。

関連規制に従う場合を除き、本社債の発行日の1年後の応当日より前には、MRELまたはTLAC不適格事由の発生に基づく本社債の償還は認められない。

本「償還の方法－(3)」に基づく償還がなされる場合、発行会社は財務代理人に対して、発行会社の適性に授権された役員1名が署名し、(i)関連する事実の詳細とともにMRELまたはTLAC不適格事由が発生した旨、(ii)発行会社が本「償還の方法－(3)」に基づき本社債の償還を選択する旨および(iii)かかる償還期日を記載した証明書を交付する。

かかる証明書は、償還予定期日の少なくとも46日前までに財務代理人に交付され、財務代理人は発行会社のために償還予定期日の少なくとも30日前までに本社債権者に関連事項を公告する。かかる償還予定期日は営業日とし、かかる財務代理人に対する交付および本社債権者に対する公告は取消すことができない。

本「償還の方法－(3)」に基づき発行会社より財務代理人に対して交付されたかかる証明書は、(i)財務代理人が受領後速やかに、また償還期日後1年が経過するまで財務代理人の本店に備置され、(ii)通常の営業時間内において、本社債権者の閲覧または謄写に供される。

本「償還の方法－(3)」の謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とし、その他の本「償還の方法－(3)」の手續に要する一切の費用は、発行会社の負担とする。

「FSB」とは、金融安定理事会（FSB）またはその後任機関もしくは代替機関を意味する。

「MRELまたはTLAC不適格事由」とは、本社債の発行日において発行会社が合理的に予見することができなかった、MRELまたはTLAC要件（以下に定義する。）に基づく本社債の規制上の分類の変更を理由として、かかる本社債の未償還残高の総額の全部または一部が、MRELまたはTLAC要件（その時点で適用ある規則またはMRELグループ（以下に定義する。）に適用ある自己資本および適格債務の最低基準（以下「MREL」という。）もしくは「総損失吸収力」（以下「TLAC」という。）基準によって称されまたは定義される。）を充足する自己資本または適格債務から全体的または部分的に除外されることを意味する。疑義を避けるため付言すると、(i)当該本社債の残存期間がMRELまたはTLAC要件の規定する期間に達していないことおよび/または(ii)MRELまたはTLAC要件に該当しない非劣後債務と同順位の債務額に対するいかなる数量制限を理由とした、MRELまたはTLAC要件を充足する自己資本または適格債務からの本社債の除外は、MRELまたはTLAC不適格事由を構成しない。

「MRELまたはTLAC要件」とは、場合により、BRRD（下記「摘要－1 バイルインおよび損失吸収権限の承認－(1)」に定義する。）およびCRR（下記「摘要－1 バイルインおよび損失吸収権限の承認－(1)」に定義する。）もしくはフランスの法令として施行されたその他のEUの法令において言及されている、ならびに/もしくは単一破綻処理メカニズム規則（下記「摘要－1 バイルインおよび損失吸収権限の承認－(1)」に定義する。）の方針および/もしくは原則に記載されている、MRELグループに適用ある自己資本および適格債務の最低基準ならびに/もしくは総損失吸収力に係る要件ならびに/または、MRELグループに適用ある場合は、随時修正される2015年11月9日付FSB TLACタームシートに基づくものを意味する。

社債の要項において、「MRELグループ」とは、クレディ・ミュチュエル・グループをいい、同グループは、フランス通貨金融法典（*Code Monétaire et Financier*）第L. 512-56条で定義されるとおり、中心的組織であるコンフェデラシオン・ナショナル・デュ・クレディ・ミュチュエルの全関連会社で構成される。

「クレディ・ミュチュエル・グループ」とは、フランス通貨金融法典（*Code Monétaire et Financier*）第L. 512-56条で定義されるとおり、中心的組織であるコンフェデラシオン・ナショナル・デュ・クレディ・ミュチュエルの全関連会社を意味する。

(4) 買入消却

発行会社は、適用法令に従って、（関連規制により買入れ時に要求される場合は）かかる買入れに関して関連規制当局および/または関連破綻処理当局の事前の許可を条件に、公開市場その他においていかなる価格でも本社債を随時（ただし、関連規制に従う場合を除き、本社債の発行日の1年後の応当日以降とする。）買入れることができる。買入れた当該本社債は、適用法令および振替機関係業務規程等において別段の定めがある場合を除き、直ちに消却しなければならない。

担 保

本社債には担保および保証は付されない。

本社債の地位

本社債は、上位優先債務（以下に定義する。）として位置づけられる発行会社の直接、無条件、無担保かつ優先の債務であり、本社債相互間で優先することなく現在および将来において同順位および同等であり、

- (a) 2016年12月9日付の法律第2016-1691号が施行された2016年12月11日現在未償還の、発行会社のその他すべての直接、無条件、無担保かつ優先または非劣後の債務と同順位であり、
- (b) 発行会社のその他すべての現在または将来における上位優先債務と同順位であり、
- (c) 法的な優先権を定める特例の適用を受ける発行会社のすべての現在または将来における債務に劣後し、
- (d) 発行会社のすべての現在または将来における非上位優先債務（以下に定義する。）および発行会社の非上位優先債務に同等または劣後する債務に優先する。

発行会社の裁判上の清算を宣言する判決が管轄裁判所により下された場合またはその他の理由により発行会社が清算された場合、適用ある法律に服することを条件に、本社債権者の支払いを受ける権利は、法的な優先権を定める特例の適用を受ける請求権を有する現在もしくは将来のすべての債権者および所持人またはかかる請求権に関する債権者（以下「優先債権者」という。）に対する全額の支払いに劣後し、かかる全額の支払いが行われたことを条件に、本社債権者は、発行会社の現在または将来の非上位優先債務に優先して支払いを受ける。優先債権者に対する支払いが不完全となった場合、本社債に関する発行会社の義務は終了するものとする。本社債権者は、発行会社に対して有する請求権に関して、発行会社の清算を順序だてて行うためにすべての必要な措置を講じる義務を負う。

「非上位優先債務」とは、発行会社により発行された優先債務またはその他の優先金融商品であってフランス通貨金融法典（*Code Monétaire et Financier*）第L. 613-30-3条I-4項および第R. 613-28条に記載されている債務区分に該当するかまたは該当することが明示されているものをいう。

「上位優先債務」とは、発行会社により発行された優先債務（本社債を含む。）またはその他の優先金融商品であってフランス通貨金融法典（*Code Monétaire et Financier*）第L. 613-30-3条I-3項に記載されている債務区分に該当するかまたは該当することが明示されているものをいう。

社債権者集会

- (1) (i) 本社債の未償還総額の10分の1以上にあたる本社債を保有する本社債権者が共同または単独で書面により社債権者集会の開催を発行会社を代理する財務代理人に対し財務代理人の本店において請求した場合（かかる本社債権者は財務代理人に対し振替機関または関連する口座管理機関（以下「口座管理機関」という。）により発行された当該本社債の保有を証する証明書（以下「保有証明書」という。）を提示するものとする。）または(ii) 発行会社が社債権者集会の開催を必要と認めて財務代理人に対し社債権者集会の開催予定日より少なくとも35日前までに書面による通知をした場合、発行会社は本社債権者の利害に関連する事項を議題とする社債権者集会の招集を行う。

社債権者集会が招集される場合、財務代理人は発行会社のために当該社債権者集会の招集公告を当該集会の開催日の少なくとも21日前までに本社債権者に対して行い、かつ、発行会社は、財務代理人に発行会社のために、社債権者集会の招集および議事の進行の促進のために必要な手続をとるようにさせる。

- (2) 本社債権者は当該社債権者集会において、自ら出席もしくは代理人を通じて、または、発行会社もしくは発行会社に代わって財務代理人が定めるところに従って、書面もしくは（発行会社が電磁的方法による議決権の行使を許可する場合は）電磁的方法により、その議決権を行使することができる。社債権者集会においては、各本社債権者は当該本社債権者の保有する（その時点で未償還の）本社債の金額に応じて議決権を有する。ただし、本社債権者は、当該集会の開催日の少なくとも7日前までに保有証明書を財務代理人に対しその本店において提示し、かつ、当該集会の開催日に当該集会において発行会社または財務代理人に対し保有証明書を提示しなければならない。さらに、当該本社債権者は、当該保有証明書を振替機関または当該本社債権者の関連する口座管理機関に返還するまでは、本社債の振替の申請または抹消の申請をすることができない。発行会社は、その代表者を当該集会に出席させ、当該集会においてその意見を表明させることができる。
- (3) 当該社債権者集会の決議は、当該集会に出席し、当該集会において議決権を行使する権利を有する本社債権者（以下「議決権者」という。）が保有する議決権の総数の2分の1超をもってこれをなす。ただし、下記の事項については特別決議（以下に定義する。）を要する。
- (a) すべての本社債に関してなされる支払いの猶予、債務もしくは債務不履行によって生じた責任の免除または和解（下記(b)に記載の事項を除く。）
 - (b) すべての本社債に関してなされる訴訟行為または破産、会社更生もしくはこれに準ずる手続に関するすべての行為
 - (c) 社債権者集会において決議すべき事項の決定について、社債権者集会の決議により指名および授權される本社債権者の1名もしくは複数名の代表者（ただし、いずれも（その時点で未償還の）本社債の総額の1,000分の1以上を保有する者でなければならない。）（以下「代表社債権者」という。）または社債権者集会の決議により指名および授權されることのある社債権者集会の決議を執行する者（以下「決議執行者」という。）の選任もしくは解任、または上記の者に委託した事項の変更
- 「特別決議」とは、社債権者集会において、本社債の未償還総額に係る議決権者が保有する議決権の総数の5分の1以上、かつ、当該集会に出席した議決権者が保有する議決権の総数の3分の2以上の賛成をもって採択される決議を意味する。
- 社債権者集会において行使された議決権の数の算定上、代理人によりまたは書面もしくは（発行会社が電磁的方法による議決権の行使を許可する場合は）電磁的方法により議決権を行使した本社債権者も、これに出席した議決権を行使したものとみなされる。
- (4) 上記のいかなる規定にもかかわらず、発行会社または本社債権者が社債権者集会の目的である事項に関して提案を行った場合に、すべての議決権者がかかる提案に対して書面でまたは（発行会社が電磁的方法によりその同意の表明を許可した場合は）電磁的方法によりその同意を表明した場合は、かかる提案を可決する旨の社債権者集会の決議があったものとみなされるものとする。本規定に従い、社債権者集会の決議があったものとみなされた場合、発行会社は、財務代理人に対して、その旨および当該決議の内容を速やかに通知する。
- (5) 本「社債権者集会」に従って行われたまたは行われたとみなされた決議は、すべての本社債権者に対して、当該社債権者集会に出席したか否かを問わず、適用ある日本法の許容する範囲内で拘束力を有し、その執行は代表社債権者または決議執行者がこれにあたる。
- (6) 本「社債権者集会」において、発行会社またはその子会社が保有する本社債は除外され、未償還でないものとみなす。

- (7) 社債権者集会は日本国東京都において開催される。
- (8) 本「社債権者集会」の手續に要する一切の費用は、発行会社の負担とする。
- (9) 疑義を避けるため付言すると、消却、転換およびペイルインまたは損失吸収権限（下記「摘要－1 ペイルインおよび損失吸収権限の承認－(1)」に定義する。）の行使を有効にするための社債の要項の修正は、ペイルインまたは損失吸収権限が行使された場合、社債権者集会の決議なく、すべての本社債および本社債権者に対して効力を有するものとする。

準拠法および管轄裁判所

本社債ならびにこれに基づく本社債権者を含むすべての当事者の一切の権利および義務は、（フランス法に準拠し、フランス法に従って解釈される、発行会社による本社債の発行に関する授權および上記「本社債の地位」を除き）すべて日本法に準拠し、日本法に従って解釈される。

社債の要項において別段の定めがある場合を除き、本社債に基づく義務の履行地は、日本国東京都とする。

本社債もしくは社債の要項から生ずるかまたはこれらに関する発行会社に対する一切の訴訟その他の裁判手續は、非専属的に、東京地方裁判所に対して提起することができ、発行会社は、かかる裁判所の管轄権に明示的、無条件かつ取消不能の形で服することに同意する。

発行会社は、本社債もしくは社債の要項から生ずるか、またはこれらに関して日本国東京都において提起されることのある一切の訴訟その他の裁判手續につき、発行会社の権限ある訴状その他の裁判上の書類の受取人として有限会社シ・エイチプロジェクトマネジメントのその時々取締役を指名し、訴状その他の裁判上の書類を受領する場所として現在日本国〒102-0093 東京都千代田区平河町二丁目6番1号平河町ビル7階に所在の有限会社シ・エイチプロジェクトマネジメントのその時々住所を指定する。発行会社は、本社債の未償還残高が存する限りいつでも、かかる指名および指定が完全な効力を有しそれを継続するのに必要な一切の行為（あらゆる書類および証書の作成および提出を含む。）をなすことに合意する。かかる受取人が何らかの理由により発行会社のかかる権限ある受取人として行為することが不可能な場合、発行会社は直ちに日本国東京都に所在のある後任の権限あるかかる受取人を指名し、かつかかる指名が効力を有するのに必要な一切の行為をなすことを約束する。発行会社は、財務代理人に対して、かかる後任の受取人を指名したことを速やかに通知し、その旨を速やかに公告する。

本「準拠法および管轄裁判所」に記載される事項は、本社債権者が、発行会社に対して、適用ある法律に基づき管轄権を有する裁判所に訴訟その他の裁判手續を提起する権利またはその他法律により認められている方法で訴状その他の裁判上の書類の送達を行う権利に影響を与えるものではない。

摘 要

1 ペイルインおよび損失吸収権限の承認

- (1) 各本社債権者（本「ペイルインおよび損失吸収権限の承認」において、かかる本社債の各実質的保有者を含む。）は、本社債を取得することにより、本社債のその他の条件または発行会社と各本社債権者との間のその他の合意、取決めもしくは了解にかかわらず、関連破綻処理当局（以下に定義する。）または関連規制当局（以下に定義する。）によるペイルインまたは損失吸収権限（以下に定義する。）の行使の効果（以下に定めるもののいずれかまたはそれらの組み合わせを含み、また結果として以下に定めるもののいずれかまたはそれらの組み合わせに至ることがある。）に服することを承認し、受諾し、同意し、合意する。

- (i) 本支払金額（以下に定義する。）の全部または一部の恒久的な減額

- (ii) 本支払金額の全部または一部の、発行会社またはその他の者の株式、その他の有価証券またはその他の債務への転換（および本社債権者に対するかかる株式、有価証券または債務の発行）（社債の要項の改定、修正または変更による場合を含む。）。この場合、本社債権者は、かかる本社債に基づく権利の代わりに、発行会社またはその他の者のかかる株式、その他の有価証券もしくはその他の債務を受けることに同意する。
- (iii) かかる本社債の消却
- (iv) かかる本社債の償還期限の改定もしくは変更、またはかかる本社債に関して支払われるべき利息の金額もしくは利息の支払期限の変更（支払いを一時的に停止することによるものを含む。）

かかる社債の要項は、関連破綻処理当局または関連規制当局によるペイルインまたは損失吸収権限の行使に服し、その行使を有効にするために必要な場合、変更されることがある。

「本支払金額」とは、かかる本社債の現行の未償還残高および（その時点までに消却またはその他の方法で既に支払義務を負わなくなっている場合を除く）かかる本社債に係る未払いの経過利息をいう。

「ペイルインまたは損失吸収権限」とは、金融機関および投資会社の再生および破綻処理の枠組みを定める欧州議会および欧州連合理事会指令第2014/59/EU号（その後の随時の改正、補完または置き換え（2019年5月20日付の欧州議会および欧州連合理事会指令（EU）第2019/879号によるものを含む。）を含む。）（または指令第2014/59/EU号もしくは指令（EU）第2019/879号を実施するあらゆるフランス法の規定）（以下「BRRD」という。）の国内法制化（2015年8月20日付フランス政令第2015-1024号（*Ordonnance No. 2015-1024 portant diverses dispositions d'adaptation de la législation au droit de l'Union européenne en matière financière*）（その後の随時の改正を含み、以下「2015年8月20日付政令」という。）に基づくものを含むが、これに限定されない。）、2020年12月21日付フランス政令第2020-1636号（*Ordonnance No. 2020-1636 relative au régime de resolution dans le secteur bancaire*）、ならびに、単一破綻処理メカニズム（以下「SRM」という。）および単一破綻処理基金の枠組みにおいて金融機関および一定の投資会社の破綻処理に関する統一的な規則および統一的な手続を定めるとともに規則（EU）第1093/2010号を改正する、2014年7月15日付の欧州議会および欧州連合理事会規則（EU）第806/2014号（その後の随時の改正を含み、以下「単一破綻処理メカニズム規則」という。）に関連する、またはその他のフランス法に基づく、フランスの有効な法律、規制、規則もしくは要件、ならびにいずれの場合もそれらに基づいて制定される指示、規則および基準であって、かつ、それらに基づき、規制対象会社（以下に定義する。）（もしくはその関連会社）の債務の減額（一部もしくは全部）、消却、停止、譲渡、変更もしくはその他何らかの改定または規制対象会社（もしくはその関連会社）の有価証券の、当該規制対象会社もしくはその他の者の株式、その他の有価証券もしくはその他の債務への転換が可能となるものに基づいてその時々存在する権限をいう（破綻処理手続開始後のペイルイン権限の実施に関連しているかを問わない。）。

「規制対象会社」とは、フランス通貨金融法典（*Code Monétaire et Financier*）第L. 613-34条1項（その後の随時の改正（2015年8月20日付政令によるものを含む。）を含む。）に規定される会社をいい、一定の金融機関、投資会社およびフランスにおいて設立されたそれらの一定の親会社または持株会社を含む。

「関連破綻処理当局」とは、フランス・プルーデンス規制・破綻処理庁（*Autorité de contrôle prudentiel et de résolution*）、単一破綻処理メカニズム規則に基づき設立された単一破綻処理委員会（以下「単一破綻処理委員会」という。）、および/またはその時々においてペイルインまたは損失吸収権限を行使する権限を有するか、もしくはかかる権限の行使に参加する権限を有するその他の当局（単一破綻処理メカニズム規則第18条に基づき行為する欧州連合理事会および欧州委員会を含む。）をいう。

「関連規制当局」とは、場合により、欧州中央銀行、単一破綻処理委員会および/もしくはその後任もしくは代替の機関、または発行会社の健全性の監視および監督に第一義的な責任を有するその他の当局、および/もしくはその時々においてBRRDに基づく権限を行使する権限を有するか、もしくはかかる権限の行使に参加する権限を有するその他の当局、および/もしくはその時々において関連規制の適用に責任を有するその他の当局をいう。

「関連規制」とは、いかなる時点においても、適正資本に関して発行会社に随時適用される法律、規制、要件、ガイドラインおよび方針をいい、関連規制当局および/または関連破綻処理当局によって適用され、随時修正された金融機関および投資会社の健全性要件に関する欧州議会および欧州連合理事会指令第2013/36/EU号（その後の随時の改正または置き換え（2019年5月20日付の欧州議会および欧州連合理事会指令（EU）第2019/878号によるものを含む。）を含む。）（または指令第2013/36/EU号もしくは指令（EU）第2019/878号を実施するあらゆるフランス法の規定）、金融機関および投資会社の健全性要件に関する欧州議会および欧州連合理事会規則（EU）第2013/575号（その後の随時の改正または置き換え（2019年5月20日付の欧州議会および欧州連合理事会規則（EU）第2019/876号によるものを含む。）を含む。）（以下「CRR」という。）ならびに/もしくはBRRDに含まれる規制、またはこれらを実施する規制を含む。

- (2) 本支払金額の返済または支払いの支払期限の到来がそれぞれ予定されており、発行会社またはそのグループの構成員にフランスおよび欧州連合において適用ある法令に基づき発行会社が当該返済または支払いを行うことを許される場合を除き、いかなる本支払金額の返済または支払いも、関連破綻処理当局または関連規制当局による発行会社に関するペイルインまたは損失吸収権限の行使後は、支払期限が到来せず、支払いもなされないものとする。
- (3) 関連破綻処理当局または関連規制当局による発行会社に関するペイルインまたは損失吸収権限の行使の結果によるかかる本社債の消却、本支払金額の一部または全部の減額、それらの発行会社またはその他の者のその他の有価証券または債務への転換、およびかかる本社債に関する関連破綻処理当局または関連規制当局によるペイルインまたは損失吸収権限の行使は、債務不履行事由に該当せず、その他の契約上の義務の不履行を構成せず、また、かかる本社債権者に対して救済（当該救済は社債の要項により明示的に放棄される。）を受ける権利をもたらすものではない。
- (4) 関連破綻処理当局または関連規制当局により本社債に関するペイルインまたは損失吸収権限が行使された場合、発行会社は、ペイルインまたは損失吸収権限の行使に関してその後実務上可能な限り速やかに書面により財務代理人に通知し、または財務代理人へ通知させるものとする。財務代理人は、発行会社に代わって本社債権者に対してペイルインまたは損失吸収権限が行使されたことを上記「公告の方法」に従って実務上可能な限り速やかに公告するものとする。発行会社がかかる通知を遅滞した場合、またはかかる通知を怠った場合であっても、かかる遅滞または懈怠は、ペイルインまたは損失吸収権限および本「ペイルインおよび損失吸収権限の承認」の有効性および執行可能性に影響を及ぼさず、また上記「ペイルインおよび損失吸収権限の承認－(1)」に記載される本社債に対する効果に影響を及ぼさないものとする。
- (5) 関連破綻処理当局または関連規制当局によるペイルインまたは損失吸収権限が行使された場合、発行会社および各本社債権者（かかる本社債の各実質的保有者を含む。）は、関連破綻処理当局または関連規制当局によるペイルインまたは損失吸収権限の行使に関連して(a)財務代理人は、かかる本社債権者からのいかなる指示も受けることを求められないこと、および(b)財務代理人は財務代理契約に基づきいかなる義務も課されていないことについて合意する。

上記にかかわらず、関連破綻処理当局または関連規制当局によるペイルインまたは損失吸収権限の行使の完了後、本社債が未払いである場合（例えば、ペイルインまたは損失吸収権限の行使の結果、本社債の元金の一部のみ減額された場合）、発行会社および財務代理人が財務代理契約の改定に基づき合意する範囲内で、財務代理契約に基づく財務代理人の義務は、当該完了後もかかる本社債に関して適用される。
- (6) 関連破綻処理当局または関連規制当局によるペイルインまたは損失吸収権限が本支払金額の総額よりも少ない金額に関して行使された場合、財務代理人が発行会社または関連破綻処理当局もしくは関連規制当局より異なる指示を受

けた場合を除き、ベイルインまたは損失吸収権限に基づくかかる本社債に関する消却、減額または転換は、按分計算により行われる。

(7) 本「ベイルインおよび損失吸収権限の承認」の規定は、発行会社と本社債権者との間のその他の合意、取決めもしくは了解を排除し、上記事項について包括的に適用される。

(8) 本「ベイルインおよび損失吸収権限の承認」の手續に要する一切の費用（発行会社および財務代理人に生じた費用を含むが、これに限定されない。）は、これを発行会社の負担とする。

2 信用格付

(a) 信用格付業者から付与された信用格付

発行会社は、本社債に関して、発行会社の依頼により、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者（以下「信用格付業者」という。）によって提供されまたは閲覧に供される信用格付（予定を含む。）は取得していない。

(b) 無登録格付業者から付与された信用格付

発行会社は、本社債に関して、格付の付与を、ムーディーズ・フランス・エス・エー・エス（以下「ムーディーズ」という。）、S&P グローバル・レーティング・ヨーロッパ・リミテッド（以下「S&P」という。）およびフィッチ・レーティングス・アイルランド・リミテッド（以下「フィッチ」という。）（これらはすべて信用格付業者として登録されていない。これら3格付業者を、以下「無登録格付業者」という。）に依頼しており、本社債の条件決定後にかかる格付を取得できる予定である。

発行会社は、(i)ムーディーズからAa3の無担保上位優先債務格付（2024年7月25日に確認済。）を、(ii)S&PからA+の無担保上位優先債務格付（2023年11月22日に確認済。）を、また(iii)フィッチからAA-の上位優先債務格付（2024年8月14日に確認済。）を付与されている。本書提出日（2024年10月3日）現在、かかる格付に変更はない。

ムーディーズによる発行会社長期格付はAa3、S&Pによる発行会社長期信用格付(ICR)はA+、フィッチによる発行会社長期デフォルト格付(IDR)はA+である。本書提出日（2024年10月3日）現在、かかる格付に変更はない。

(注) 無登録格付業者は、金融庁の監督または信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業等府令」という。）第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。

ムーディーズ、S&Pおよびフィッチについては、それぞれのグループ内に、信用格付業者として、ムーディーズ・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第2号）、S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第5号）およびフィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第7号）を有しており、ムーディーズ、S&Pおよびフィッチは、上記信用格付業者それぞれの特定関係法人（金商業等府令第116条の3第2項に定義される。）である。ムーディーズ、S&Pおよびフィッチそれぞれの信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で公表されている(i)ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ（https://www.moodys.com/pages/default_ja.aspx）の「信用格付事業」のページ）にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」、(ii)S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ（<https://www.spglobal.com/ratings/jp/>）の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」（<https://www.spglobal.com/ratings/jp/regulatory/content/unregistered>）に掲載されている「格付けの前提・意義・限界」および(iii)フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ

(<https://www.fitchratings.com/ja>) の「フィッチの格付業務」欄の「規制関連」セクションにある「信用格付の前提、意義及び限界」において、それぞれ公表されている。

3 債務不履行事由の不存在

<第44回円貨社債>

いかなる場合においても、本社債権者は、2027年10月15日より前に本社債の償還を要求することはできない。発行会社の裁判上の清算（*liquidation judiciaire*もしくは*liquidation amiable*）を宣言する判決もしくは有効な決定が言い渡された場合またはその他の理由により発行会社が清算された場合は、本社債は直ちに支払期限が到来し、追加手続を一切要さずに本社債の金額に支払日までの経過利息を付して支払われる。

<第45回円貨社債>

いかなる場合においても、本社債権者は、2029年10月15日より前に本社債の償還を要求することはできない。発行会社の裁判上の清算（*liquidation judiciaire*もしくは*liquidation amiable*）を宣言する判決もしくは有効な決定が言い渡された場合またはその他の理由により発行会社が清算された場合は、本社債は直ちに支払期限が到来し、追加手続を一切要さずに本社債の金額に支払日までの経過利息を付して支払われる。

<第46回円貨社債>

いかなる場合においても、本社債権者は、2034年10月13日より前に本社債の償還を要求することはできない。発行会社の裁判上の清算（*liquidation judiciaire*もしくは*liquidation amiable*）を宣言する判決もしくは有効な決定が言い渡された場合またはその他の理由により発行会社が清算された場合は、本社債は直ちに支払期限が到来し、追加手続を一切要さずに本社債の金額に支払日までの経過利息を付して支払われる。

4 支払い

- (イ) 本社債の元金および利息の支払いは、（振替機関業務規程等における支払代理人の資格において行為する）財務代理人により、本社債権者に対して振替法および振替機関業務規程等に従って、(i)本社債権者が機構加入者の場合には直接に、(ii)その他の場合には本社債権者が本社債の記録を行わせるために口座を開設している関連する口座管理機関を通じて行われる。上記にかかわらず、（振替機関業務規程等における支払代理人の資格において行為する）財務代理人が、発行会社から受領した本社債の元金または利息の支払いに必要な資金を、本社債の振替を行うための口座を振替機関に開設している関連する機構加入者に配分した時点で、発行会社は、社債の要項に基づくかかる支払義務から免責される。
- (ロ) 本社債の元金または利息の支払期日が日本国東京都における銀行営業日（以下「営業日」という。）ではない場合、本社債権者はその翌営業日まで当該支払期日に支払われるべき金額の支払いを受けることができず、またかかる支払いの繰延べに関して追加利息その他の追加支払いを受ける権利を有しない。
- (ハ) 支払期日に支払われるべき本社債の元金または利息の全額を（振替機関業務規程等における支払代理人の資格において行為する）財務代理人がかかる支払期日後に受領した場合、財務代理人は発行会社のために、かかる金額の受領後実務上可能な限り速やかに、ただし（振替機関業務規程等における支払代理人の資格において行為する）財務代理人がかかる金額を受領した後遅くとも14日以内に、本社債権者に対してその旨および支払方法ならびに支払日を公告する。かかる金額の受領時点で支払方法もしくは支払日のいずれかまたはその両方を決定することができない場合、財務代理人は、かかる金額の受領ならびに決定している範囲での支払方法および/または支払日を本社債権者に対して公告し、後日、かかる支払方法および/または支払日の決定後速やかに、本社債権者に対して公告する。当該公告に要する一切の費用は、発行会社の負担とする。

5 税制上の理由による追加の支払い

- (イ) 発行会社によるまたは発行会社のための本社債に関する元金および利息の一切の支払いは、フランスまたはその下部行政主体もしくは課税当局によりまたはその域内で、課され、賦課され、徴収され、源泉されまたは課税される現在または将来の税金、賦課金その他の公租公課（性質の如何を問わない。）のためのまたはそれらを理由とする源泉徴収または控除を行うことなくなされる。ただし、法律により、かかる源泉徴収または控除が要求される場合、この限りでない。
- (ロ) 本社債に関する利息の支払いにおいて、現在または将来の税金、賦課金その他の公租公課（性質の如何を問わない。）に関する源泉徴収または控除がフランスの法令上要求される場合、発行会社は、その時点での法律が許容する最大限において、かかる源泉徴収または控除がなされなければ本社債権者が受領していたであろう利息の金額を本社債権者が受領できるように利息の追加額（以下「追加額」という。）を支払う。ただし、(i)単に本社債を保有すること以外にフランスと関連を有することを理由として、本社債権者もしくは当該本社債権者のための第三者が当該本社債に関し、かかる税金、賦課金その他の公租公課（性質の如何を問わない。）を負担する場合、または(ii)外国口座税務コンプライアンス法もしくはその後のフランスにおける実施法に基づいてかかる源泉徴収もしくは控除が課される場合、当該本社債に関する追加額は支払われない。
- (ハ) 社債の要項において利息には、本「税制上の理由による追加の支払い」に従い利息に関し支払われるべき追加額を含むものとみなす。本「税制上の理由による追加の支払い」の手續に要する一切の費用は、発行会社の負担とする。

6 本社債券の不発行

本社債の社債券（以下「本社債券」という。）は、本社債権者がその発行を請求できる振替法に規定された例外的な場合を除き、発行されない。本社債券が発行される場合、かかる本社債券は支払期日未到来の利札付無記名式に限るものとし、本社債権者は本社債券の記名式への変更または分割もしくは併合を要求することはできない。

本社債券が発行された場合、本社債の元金および利息の計算および支払いの方法、本社債権者による本社債に基づく権利の行使および本社債の譲渡、ならびに本社債に関するその他すべての事項は、その時点で適用ある日本国の法令およびその時点の日本国の一般的な市場慣行に従う。

社債の要項の規定とその時点で適用ある日本国の法令およびその時点の日本国の一般的な市場慣行との間に齟齬がある場合、かかる日本国の法令および日本国の市場慣行が優先する。

本社債券の発行に要する一切の費用は、発行会社の負担とする。

7 時 効

本社債の消滅時効は、元金については10年、利息については5年とする。

8 社債原簿

本社債の社債原簿は、発行会社に代わって財務代理人がこれを作成および管理し、その本店に備え置く。

9 通貨の補償

本社債の元金、利息または本社債に関して支払うべきその他の金額の支払いを命ずる判決または命令がいずれかの裁判所によりなされまたは発せられ、かかる判決または命令が日本円以外の通貨で表示されている場合、かかる判決または命令に関して本社債権者がかかる通貨により受領したまたは回収したいかなる金額も日本円建てで受領したまたは回収した金額の範囲でのみ発行会社を免責するものであり、発行会社は、かかる本社債権者に対して、(i)かかる判決または命令のために、日本円で表示されている金額がかかる日本円以外の通貨に換算されたまたは換算されたものとみなされた日と(ii)かかる判決または命令（またはその一部）の履行がなされた日との間に生じた換算率の変動から生じる不足額を補填

するために必要な金額を支払うことを約束する。適用ある法律の許容する範囲内で、上記の約束は、発行会社の他の債務から別個、独立の債務を構成し、発行会社に対する別個、独立の請求原因となり、その時々の本社債権者が猶予したか否かを問わず適用され、いかなる判決または命令にもかかわらず継続して完全な効力を有する。

10 相殺権の放棄

本社債権者は、その発生原因を問わず、発行会社が当該本社債権者に対して有しているかまたは有するかもしくは取得することのある一切の直接的または間接的な権利、請求権または債権（疑義を避けるため付言すると、いずれの場合も本社債に関連するか否かを問わず、一切の契約もしくはその他のあらゆる種類の証書または契約によらない義務に基づいてもしくはこれらに関連して発生するすべてのかかる権利、請求権および債権を含む。）について、いかなる時点においても放棄対象の相殺権（以下に定義する。）を行使または主張することができない。各本社債権者は、すべての実在および潜在するかかる権利、請求権および債権について、適用ある法律により最大限許容される範囲において、すべての放棄対象の相殺権を放棄したものとみなされる。

疑義を避けるため付言すると、本「相殺権の放棄」は、控除、相殺、ネッティング、補償、留置もしくは反訴の権利を定めることを意図したものではなく、またかかる権利を認めていると解釈されてはならず、またかかる権利が本「相殺権の放棄」がなければ本社債権者に現に利用可能である、もしくは利用可能となりうることを定めることを意図したものではなく、またはそのように解釈されてはならない。

社債の要項において、「放棄対象の相殺権」とは、かかる本社債に基づいてまたはこれに関連して、直接または間接を問わず発生する控除、相殺、ネッティング、補償、留置または反訴に関する本社債権者の一切の権利または請求権を意味する。

11 フランスにおける課税

以下は、日本における課税ならびに1995年3月3日付の「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本政府とフランス政府との間の条約」（以下「租税条約」という。）および2007年1月11日付の議定書（日本とフランスが2018年9月26日に提出した留保および通告に基づき、税源浸食及び利益移転を防止するための租税条約関連措置を実施するための多数国間条約による修正を含む。）の目的上の日本国居住者、（i）租税条約の利益を享受する権利を有する者、（ii）発行会社の株式を並行して所有しない者、および（iii）本社債のために日本国外の恒久的施設または固定的拠点から行為していない者（以下「日本国居住社債権者」という。）が本社債を取得、保有および処分した場合の重要なフランス税効果の概要である。

以下の説明は、一般的な概要である。この説明は、特定の状況にある本社債権者に関連する可能性のあるフランス税法および租税条約についての特定の記載をしたものではない。

(1) 本社債の利息に係る課税

本社債に関して発行会社が行う利息およびその他の類似の収益の支払いは、当該支払いが、フランス一般租税法典第238-0A条の意義の範囲内におけるフランス一般租税法典第238-0A条の2第2項に言及される国を除くフランス国外の協力的でない国家または地域（*Etat ou territoire non coopératif*）（以下「非協力国」という。）においてなされる場合以外は、フランス一般租税法典第125AIII条に規定された源泉課税の対象にはならない。当該本社債に基づく当該支払いが、フランス一般租税法典第238-0A条の2第2項に言及される国を除くフランス国外の非協力国においてなされた場合は、フランス一般租税法典第125AIII条に基づき75%の源泉課税が適用される（ただし、一定の例外および租税条約のより有利な規定に服する。）。

非協力国のリストは、定期的に、原則として年に1回アップデートされる。最新の非協力国のリストは、2024年2月16日に公表され、セーシェル、アンギラ、パナマ、バハマ、タークス・カイコス諸島、バヌアツ、フィジー、グアム、アメ

リカ領ヴァージン諸島、パラオ、アメリカ領サモア、サモア、トリニダード・トバゴ、アンティグア・バーブーダ、ペリーズおよびロシアが含まれている。

さらに、フランス一般租税法典第238A条に基づき、本社債に係る利息およびその他の類似の収益は、それが非協力国において設立されたもしくは居住する者に対して支払われもしくは発生した場合、または当該非協力国において設立された金融機関で保有される口座に支払われた場合は、発行会社の課税所得から控除することはできない（以下「控除除外」という。）。一定の条件の下では、控除できない利息およびその他の類似の収益はフランス一般租税法典第109条以下に従って、みなし配当と位置付けられることがある。その場合、かかる控除できない利息およびその他の類似の収益は(i) フランス居住者ではない法人が受給する支払いはフランス一般租税法典第219 I 条の第二段落に規定される標準的な法人税率(25%)、(ii) フランス居住者ではない個人が受給する支払いは12.8%の税率または(iii) フランス一般租税法典第238-0A条の2第2項に言及される国を除くフランス国外の非協力国においてなされた支払いは75%の税率で、フランス一般租税法典第119条の2に規定の源泉課税の対象となることがある（ただし、一定の例外および租税条約のより有利な規定に服する。）。

上記にかかわらず、（関連ある利息およびその他の類似の収益が真正な取引に関するものであり、異常または過剰な金額でない限り）フランス一般租税法典第125AIII条に規定の75%の源泉課税および控除除外のいずれも、本社債の発行の主たる目的および趣旨が非協力国における利息またはその他の類似の収益の支払いを許容するものでないことを発行会社が証明することができる場合は、本社債の発行に関して適用されない（控除除外の結果として徴収される可能性のある、フランス一般租税法典第119条の2に規定の源泉徴収税が適用される。）（以下「免除」という。）。行政ガイドライン（*Bulletin Officiel des Finances Publiques-Impôts*）（2023年6月6日付のB0I-INT-DG-20-50-20、第290号および2022年6月14日付のB0I-INT-DG-20-50-30、第150号）に従って、以下のいずれかまたはそれらの組み合わせに該当する場合は、発行会社が当該本社債の発行の当該目的および趣旨を証明することなしに、当該本社債の発行には免除が適用される。

- (i) 社債がフランス通貨金融法典（*Code Monétaire et Financier*）第L. 411.1条の意義の範囲内における目論見書の公表が義務付けられる公募により、または非協力国以外の国家における類似の募集に従って募集される場合。ここでいう「類似の募集」とは、外国証券市場当局による、または外国証券市場当局への募集書類の届出または提出を必要とする募集を意味する。
- (ii) 社債がフランスもしくは外国の規制市場または多国間証券取引システムでの取引を承認されている場合。ただし、当該市場またはシステムは非協力国には所在せず、また当該市場の運営は市場運営者もしくは投資サービス提供者またはその他類似の外国事業体により行われているものとする。さらに、当該市場運営者、投資サービス提供者または事業体は非協力国には所在しないものとする。
- (iii) 社債が、発行時に、フランス通貨金融法典（*Code Monétaire et Financier*）第L. 561-2条の意義の範囲内における振替制度もしくは証券引渡・支払制度の運営者の決済業務または1人もしくは複数の類似の外国の振替機関もしくは運営者の決済業務に承認されている場合。ただし、当該振替機関または運営者は非協力国には所在しないものとする。

本社債は、日本の金融商品取引法に基づき、日本の証券市場当局である日本国財務省関東財務局長に対して本社債の募集の届出を必要とする日本における公募により募集される。したがって、とりわけこの公募により、本社債には上記のフランスの行政ガイドラインに記載されている免除が適用され、本社債に関して発行会社が行う利息またはその他の類似の収益の支払いは、フランス一般租税法典第125AIII条に規定の源泉課税の対象にはならない。さらに、関連ある利息およびその他類似の収益が真正な取引に関するものであり、異常または過剰な金額でない限り、当該支払いが非協力国に開設された口座へ行われた場合または非協力国に設立されたもしくは居住する者に対して当該支払いが生じもしくは行われた場合でも、当該支払いはフランス一般租税法典第238A条に規定の控除除外および同法典第119条の2に基づく源泉課税のいずれの対象にもならない。

(2) 譲渡所得税

租税条約に従い、日本に居住する本社債権者は、本社債の単なる保有による当該社債の売却または処分から得る利益は、フランスの租税上課税対象とならない。

(3) フランス遺産税および贈与税

フランスと日本が遺産税および贈与税に関する条約を締結していないため、贈与または本社債権者の死亡による本社債の承継は、フランス国内法に従い、フランスの贈与または相続税に服することがある。本社債権者は、本社債の保有につき遺産税および贈与税が課税されるか否かについて自身の税務顧問に相談することを勧める。

(4) 本社債の譲渡に係る印紙税

フランスにおいて設立された会社によって発行された本社債の譲渡は、125ユーロの固定税が適用される、かかる譲渡に関する契約が締結され、フランスの税務当局に自発的に提出された場合を除き、印紙税または登録税は課税されない。

12 日本国における課税

日本国の居住者および内国法人が支払いを受ける本社債の利息および本社債の譲渡または償還による所得は、日本国の租税に関する現行法令の定めるところにより一般的に課税対象となる。

日本国内に恒久的施設を有しない日本国の非居住者または外国法人が支払いを受ける本社債の利息または本社債の譲渡もしくは償還による所得は、原則として日本国の租税の課税対象とはならない。日本国内に恒久的施設を有する日本国の非居住者または外国法人が支払いを受ける本社債の利息または本社債の譲渡もしくは償還による所得は、かかる利息または所得が日本国内の恒久的施設を通じて行われる事業に帰属する場合その他一定の場合には、日本国の租税に関する現行法令の定めるところにより日本において課税対象となり得る。なお、かかる日本国の非居住者または外国法人の納税義務は、適用される租税条約の規定により、さらに限定されまたは免除されることがある。

本社債への投資を検討する者は、いずれの場合においても、本社債への投資に関する各投資家の状況に応じた個別具体的な課税関係について、自身の税務顧問に相談すべきである。

2【新規発行による手取金の使途】

(1) 新規発行による手取金の額

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
1,374億円（注）	3億1,575万円（注）	1,370億8,425万円（注）

（注）第44回円貨社債、第45回円貨社債および第46回円貨社債の合計である。

(2) 手取金の使途

上記の本社債の発行による正味手取金は、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルが顧客に対する与信供与を維持することを目的として、同グループの資金調達確保のため直ちに充当される。

募集又は売出しに関する特別記載事項

本社債についてのリスク要因

銀行の再生・破綻処理に関する欧州およびフランス法令の下、本社債は減額または株式もしくは自己資金への転換に服する可能性がある。

発行金融機関またはかかる金融機関の属するグループが、関連破綻処理当局により実質的破綻時にあるとみなされた場合、2015年8月20日付政令に基づき国内法制化されたBRRDおよび単一破綻処理メカニズム規則は、破綻処理当局に対し、資本性金融商品（劣後社債等のTier 2商品が含まれる。）およびベイルイン可能債務（2020年12月28日以降に発行された劣後社債等のその他の劣後負債（Tier 2資本商品に該当しなくなった場合）および2020年12月28日以降に発行された下位劣後債務（追加Tier 1商品に該当しなくなった場合）ならびに非上位優先社債および上位優先社債等の優先負債商品（劣後社債等の下位商品が損失を吸収するために不十分であると判明した場合）が含まれる。）が、定められた優先順位に従って破綻処理の対象である発行金融機関の損失を吸収することを確保するため、減額/転換の権限を付与する（以下「ベイルイン権限」という。）。

一定の例外に服するものの、かかるベイルイン権限は、損失が最初に株主によって、次に資本性金融商品（Tier 2資本商品に該当する劣後社債を含む。）の所持人によって、その次に劣後負債商品（非該当劣後社債（以下に定義する。）等）の所持人によって、その次に非上位優先負債商品（非上位優先社債等）の所持人によって、その次に上位優先負債商品（上位優先社債等）の所持人および上位優先負債商品の所持人と同順位の発行会社の預金者（自然人および中小企業の担保預金および適格預金に係るものを除く。）によって、最後に預金者によって、フランス通貨金融法典（Code Monétaire et Financier）第L. 613-30-3条に定められた債権の順序に従って負担されるように適用される。

2023年4月、欧州委員会は、上位優先負債商品（上位優先社債等）が発行会社の無担保非優先預金と同順位ではなく、上位優先負債商品（上位優先社債等）は、すべての預金者の請求権に対し、支払において劣位となるBRRDの改正案を発表した。かかる改正案については、依然として更なる審議が行われる場合がある。欧州委員会の改正案がそのまま採用された場合、その実施により、上位優先社債等の投資家がベイルイン権限の行使に伴い投資の全部または一部を失うリスクを高める可能性がある。また、かかる改正案は、上位優先負債商品（上位優先社債等）の格下げにつながる可能性もある。

一定の条件が満たされた場合、破綻処理当局は、また、破綻処理措置とは独立してまたは破綻処理措置と組み合わせて、資本性金融商品（劣後社債等の劣後負債商品を含む。）を全部もしくは一部減額し、または普通株式もしくはその他の持分証券に転換する可能性もある。社債の要項には、実質的破綻時における破綻処理および資本性金融商品の減額または転換との関連で、ベイルイン権限に効力を与える規定が含まれている。

「非該当劣後社債」とは、Tier 2資本として適格な発行済み劣後社債ならびに該当する場合にはそれらに関連する証書および利札（もしあれば）がTier 2資本から完全に除外される欠格事由の影響を受ける劣後社債をいう。

ペイルイン権限により、本社債が全部（すなわちゼロに）もしくは一部減額されまたは普通株式もしくはその他の持分証券に転換される可能性があり、また、適用法により認められる限りにおいて、社債の要項が変更される（例えば、満期および/もしくは支払利息が変更され、ならびに/または支払いの一時停止が命令される）可能性がある。ペイルイン権限が適用される例外的な状況においては、BRRD第44条(3)に基づき、破綻処理当局は、特定の債務の全部または一部を減額権限または転換権限の適用から除外することができ、その結果、債権のヒエラルキーにおいて同順位である一部の投資家は、破綻処理手続において同等に扱われない可能性がある。これらの権限のいずれかが実行された場合、本社債権者の権利が悪影響を受け、本社債権者は本社債に対する投資の全部または一部を失う可能性がある。

関連破綻処理当局によるペイルイン権限の行使は、一定の要因に左右され、発行会社のコントロールの範囲外となる。また、関連破綻処理当局は裁量を有しており、いかなる証券の所持人に対しても事前通知せずにその権限を行使することができるため、本社債権者は、かかるペイルイン権限の行使の可能性または関連破綻処理当局が行う破綻処理手続の実施方法の予測のために公表されている基準を参照することができない場合がある。

また、BRRDおよびSRMは、金融機関が破綻処理に至っていない場合であっても、以下の条件のいずれかを満たす場合には、破綻処理当局は、資本性金融商品の減額または追加Tier 1商品およびTier 2商品（適格劣後社債等）の普通株式等Tier 1商品への転換を行わなければならないと規定している。（i）破綻処理措置が講じられる前に、破綻処理の条件が満たされたと判断された場合、（ii）関連する資本性金融商品に関してその権限が行使されない限り、当該金融機関またはグループが存続できなくなると適切な当局が判断した場合、または（iii）当該金融機関が例外的な公的資金援助を必要とする場合。さらに、政府当局は、金融機関が例外的な公的資金援助を必要とする場合、欧州委員会の国家補助の枠組みの下、破綻処理外（すなわちBRRDの枠組み外）で、資本性金融商品（適格劣後社債等）の全額または一部の減額や株式への転換を含む再建措置を採用することができる。

発行会社および/またはMRELグループがそのMREL要件を遵守することができなかった場合、発行会社またはクレディ・ミュチュエル・グループの事業、財務状況および業績に重大な悪影響が及ぶ可能性があり、特に、発行会社による支払いに対して制限が課されることとなる可能性がある。

また、BRRDフランス実施規定に基づく措置が適用されまたは発行会社およびクレディ・ミュチュエル・グループについてかかる適用が示唆された場合、劣後社債等の資本性金融商品（完全にまたは部分的にTier 2資本商品を構成する限り）およびペイルイン可能債務（2020年12月28日以降に発行された劣後社債等のその他の劣後債務（Tier 2資本商品に該当しなくなった場合）および2020年12月28日以降に発行された下位劣後債務（追加Tier 1商品に該当しなくなった場合）を含む。）について、本社債権者の権利、本社債に対する投資の価格もしくは価値ならびに/または発行会社が本社債に基づく義務を履行する能力が重大な悪影響を受け、結果として本社債権者はその投資全体を失う可能性がある。

ペイルイン権限の存在、または金融機関もしくはそのグループがもはや存続可能ではないと決定した場合における破綻処理当局による破綻処理措置と独立してもしくは破綻処理措置と組み合わせての減額/転換の権限もしくはその他の破綻処理手法の行使が、本社債の市場価格または価値を、これらの権限が存在しない場合と比較してより急激に減少させる可能性がある。

したがって、BRRDフランス実施規定もしくは単一破綻処理メカニズム規則に基づく措置が適用されまたは発行会社および/もしくはクレディ・ミュチュエル・グループに対してかかる適用が示唆された場合、本社債権者の権利および/もしくは本社債に対する投資の価格もしくは価値、ならびに/または発行会社が本社債に基づく義務を履行する能力が重大な悪影響を受け、結果として本社債権者はその投資全体を失う可能性がある。

本社債に適用される条項

発行会社は投資家各位に対し、ペイルインまたは損失吸収権限に関し本社債に適用される条項について、本書の上記「摘要－1 ペイルインおよび損失吸収権限の承認」を参照することを奨励する。

振替制度における記録等

ペイルイン権限の行使に関して従うべき手続および日程は定かではない。ペイルイン権限の行使の公告は、当該行使の効力発生日の直前になってしまうか、効力発生日後となる可能性すらある。また、ペイルイン権限の行使に基づき直ちに、発行会社および/または財務代理人が振替機関に対して、ペイルイン権限に従い必要な措置（振替制度に基づき記録される本社債の金額の減額および/または振替制度を通じた振替の停止を含むが、これに限定されない。）をとるよう要請した場合であっても、かかる措置の実施までに一定期間が必要となる可能性がある。そのため、振替制度に基づき記録される本社債の金額の減額および/または振替制度を通じた振替の停止が、ペイルイン権限の行使の効力発生までにまたは効力発生と同時に実施されるという保証はなく、ペイルイン権限が行使された場合、本社債の記録が存在しても、本社債がすでに減額または転換され、その結果、発行会社がすでに本社債に基づく支払債務を免除されている可能性がある。さらに、ペイルインまたは損失吸収権限に基づき、本社債が発行会社またはその他の者の株式もしくはその他の有価証券または債務に転換された場合、株式等の転換および交付の手続は、振替制度の枠組み内で行われない可能性がある。

税金の源泉徴収または控除に関する発行会社の追加額の支払義務は、社債の要項に基づく本社債の利息の支払いに限定されている。

上記「摘要－５ 税制上の理由による追加の支払い」の定めるところに従い課される、税金の源泉徴収または控除に関する発行会社の追加額の支払義務は、本社債の利息の支払いにのみ適用され、社債の要項に基づく本社債の元本の支払いには適用されない。そのため、発行会社は、源泉徴収または控除が社債の要項に基づく本社債の元本の支払いに適用される範囲で、上記「摘要－５ 税制上の理由による追加の支払い－(ロ)」に基づく追加額を支払う義務を負わず、また、発行会社が税務に関する金額を社債の要項に基づく本社債の元本の支払いから源泉徴収または控除する必要がある場合、社債の要項では強制償還については規定されていない。したがって、源泉徴収または控除が社債の要項に基づく本社債の元本の支払いに適用される場合、本社債権者が受け取る金額が本社債について支払われるべき満額の金額を下回る可能性がある。

発行会社は、税金グロスアップ事由が発生した場合であっても本社債を償還する義務を負わない。

グロスアップ義務（社債の要項に記載のものを含む。）がフランス法のもとで強制執行可能または適法であるか否かについては不明確な部分がある。追加額の支払義務が、フランス法のもとで強制執行不能または違法と判断された場合、発行会社は本社債を償還する権利を有するが、義務は負わない。したがって、上記「償還の方法－(2)」に記載の税金グロスアップ事由の発生時に発行会社が本社債を償還しない場合、本社債権者が受け取る金額は、本社債について支払われるべき金額の総額を下回る可能性があり、その場合、本社債の市場価値に悪影響を及ぼす。

MRELまたはTLAC不適格事由が発生した際、本社債は発行会社による任意償還に服する可能性がある。

本社債は、上記「償還の方法－(3)」に記載のMRELまたはTLAC不適格事由が発生した場合の発行会社の選択により、本社債の全部（一部は不可）を上記「償還の方法－(3)」に記載の金額で償還期日（その日を含む。）までの経過利息を付して償還される可能性がある。

上記の選択の実際の行使またはかかる選択が行使される可能性の上昇が認識されることにより、本社債の市場価値に対する重大な悪影響を与える可能性がある。

本社債に関する債務不履行事由の不存在

本社債権者は、本社債の期限の利益を喪失させることはできない。したがって、発行会社が当該本社債のいかなる義務を履行しなかった場合でも、本社債権者は元金の支払いの期限の利益を喪失させる権利を有しない。支払不履行の場

合、本社債権者が利用できる唯一の救済手段は、かかる支払いを強制する訴訟手続制度である。上記にかかわらず、発行会社は、かかる手続制度により、他の方法で支払うことができたと考えられるよりも早く支払う義務を負わない。

したがって、本社債の流動性および市場価値が悪影響を受ける可能性があり、流通市場において本社債を売却する本社債権者は、クレディ・ミュチュエル・グループもしくは発行会社が財政難に直面した場合、または場合により発行会社が本社債に基づく義務を履行することができない場合には、その投資の全部または一部を失う可能性がある。

本社債に関するMRELまたはTLAC不適格事由の発生の可能性に関しては、相当程度の規制上の不確定要素が存在する。

本社債には、MRELまたはTLAC不適格事由による償還が適用される。CRRおよびBRRDは、FSB TLACタームシートを発効させ、MRELの適格性の要件を変更する。MREL要件とTLACに関するFSBの最終原則との間には多数の類似点が存在するが、一定の相違点も存在する。現在、発行会社は、本社債の全部または一部が、発行会社および/またはMRELグループに適用ある自己資金および適格債務の最低要件に適合しなくなる結果、MRELから完全にまたは部分的に除外される可能性があるか否かを予測することができない。MREL要件に従わない場合、本社債が適格債務項目として不適格となる可能性がある。このように不適格となった後には、発行会社は償還選択権を行使する可能性があり、本社債権者は早期償還金額を同一の利回りで再投資できない可能性がある。

本社債の要項は、相殺権の放棄を含む。

本社債権者は、上記「摘要－10 相殺権の放棄」に記載のとおり、いかなる相殺、ネットティング、補償、留置もしくは反訴に対する権利または請求（疑義を避けるため付言すると、一切の契約もしくはその他のあらゆる種類の証書もしくは契約によらない義務に基づいて、またはこれらに関連して発生するすべての権利、請求権および債権を含み、いずれの場合も本社債に関連するか否かを問わない。）に対して、適用ある法律により認められる限りで、これを放棄する。

結果として、本社債権者は、いかなる時も、本社債に基づく発行会社の債務と発行会社に対して本社債権者が負う債務とを相殺すること、また、より一般的にあらゆる相殺権を行使もしくは主張することができない可能性がある。

第2【売出要項】

該当事項なし

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし

第4【その他の記載事項】

発行登録追補目論見書の表紙に発行会社のロゴおよび名称、本社債の名称、ならびに共同主幹事会社の名称を記載する。

発行登録追補目論見書の表紙裏面に以下の記述を記載する。

「本社債に関し、社債の管理会社は設置されておられません。このため、フランス相互信用連合銀行（BFCM）（以下「発行会社」といいます。）が本社債に基づく義務を履行しない場合等には、本社債の元利金の支払いを受け取り自らの権利を保全するための一切の行為を、必要な場合は、各々の本社債の社債権者（以下「本社債権者」といいます。）が自

ら行わなければなりません。財務代理人は、発行会社の代理人としてのみその職務を行い、本社債権者に対していかなる義務をも負担しませんし、また、本社債権者との間で代理または信託関係を有するものでもありません。

本社債は、アメリカ合衆国1933年証券法（その後の改正を含みます。）（以下「証券法」といいます。）に基づき登録されておらず、本社債が証券法に基づき登録されていない限り、または証券法上登録義務を免除されていない限り、アメリカ合衆国内において、またはアメリカ合衆国人に対し、その計算でもしくはその利益のために募集または売付けられることはありません。上記で使用された用語は、証券法に基づくレギュレーションSに規定される意味を有します。」

第二部【公開買付けに関する情報】

該当なし

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度（自2023年1月1日至2023年12月31日）2024年6月28日関東財務局長に提出

2【半期報告書】

半期報告書

事業年度（自2024年1月1日至2024年6月30日）2024年9月27日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

該当なし

4【外国会社報告書及びその補足書類】

該当なし

5【外国会社半期報告書及びその補足書類】

該当なし

6【外国会社臨時報告書】

該当なし

7【訂正報告書】

訂正報告書（上記1の有価証券報告書の訂正報告書）を2024年10月1日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書（その後の訂正を含む。）及び半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本発行登録追補書類提出日（2024年10月3日）までの間において生じた変更その他の事由はない。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されているが、当該事項については、本発行登録追補書類提出日（2024年10月3日）においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もない。

2024年6月30日以降、発行会社の「償却原価で測定する負債証券」及び「償却原価で測定する劣後債」（発行会社の2024年6月30日現在及び2024年6月30日に終了した6ヶ月間にかかる未監査の要約連結中間財務書類の注記11及び注記21にそれぞれ定義される「債券」及び「劣後債」の合計）は、142億ユーロ増加した（2024年10月1日現在）。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

該当なし

第四部【保証会社等の情報】

該当なし